

大潟村地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 大潟村地球温暖化対策実行計画（以下、「実行計画」という。）を効果的かつ継続的に推進するため、大潟村地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実行計画の推進を図るため、推進本部、実行部門、環境マネージャー会議及び推進事務局を置く。

(推進本部)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は村長をもって充て、会務を総理する。

3 副本部長は、副村長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 前項における代理の順位は、第1に副村長、第2に教育長とする。

5 本部員は、総務企画課長、税務会計課長、住民生活課長、産業建設課長、環境エネルギー室長、議会事務局長、教育次長、農業委員会事務局長をもって充てる。

(推進本部会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部員がやむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ本部長に申し出て、代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は本部員とみなす。

(所掌事務)

第5条 推進本部は、実行計画の推進のため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 実行計画の推進の総括に関すること。

(2) 実行計画の進捗状況の評価に関すること。

(3) 実行計画の見直し及び修正の決定に関すること。

(4) その他実行計画の推進に関し、必要な指示を行うこと。

(実行部門)

第6条 実行部門は実行計画の対象範囲に含まれる課等及び施設とする。

2 実行部門の責任者は各課等及び施設の長とする。

3 前項の責任者の所属における所掌事務は次のとおりとする。

(1) 推進本部からの連絡及び指示事項の伝達。

(2) 職員に対する教育及び指導。

(3) その他取り組みの推進に関すること。

(環境マネージャー会議)

第7条 実行部門における計画の推進と進捗状況の把握を図るため、環境マネージャー

を置く。

- 2 環境マネージャーは、所属部署の長の推薦により本部長が指名する。
- 3 環境マネージャー会議は、取組方法及び改善策、推進本部へ提言等を協議するため招集する。

(推進事務局)

第8条 推進事務局（以下、「事務局」という。）は、環境エネルギー室に置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 取組状況の集約及び実行部門との連絡調整に関すること。
 - (2) 会議の開催に関すること。
 - (3) その他実行計画の庶務全般に関すること。

(実施状況の公表)

第9条 本部長は実行計画に基づく評価結果をとりまとめ、速やかにこれを公表するとともに、必要に応じて見直し等の指示を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。